

## 医療法人溪仁会 はまなす訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人溪仁会が開設する医療法人溪仁会 はまなす訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業及び指定介護予防訪問看護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下、「看護師等」という。）が、老人及び難病患者、心身障害者（児）並びに要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者で、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防看護介護の基本方針として、ご利用者様の心身機能の改善、生活の質の向上に資するサービスの提供を行い、意欲の向上を促すとともに自立の可能性を最大限に引き出す為に支援を行うこととする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人溪仁会 はまなす訪問看護ステーション
- (2) 所在地 札幌市手稲区前田2条10丁目1番10号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容(指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務)は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

- (2) 看護師等 看護師 10名(常勤10名、非常勤専従0名)  
理学療法士 4名(常勤専従4名)  
作業療法士 2名(常勤専従2名)

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護にあたる。介護予防訪問看護にあつては、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定介護予防訪問看護にあたる。

(訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成及び交付)

第5条 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成にあたっては、その重要な事項についてご利用者様またはそのご家族に対して説明し、同意を得る。

2 訪問看護計画書を作成した際には、訪問看護計画書を交付する。

介護予防にあつては、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、介護予防訪問看護計画書を交付する。

(記録の整備)

第6条 事業者は、従業者、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、ご利用者様に対する看護提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から介護保険、医療保険ともに5年間保存する。

(1) 主治医による指示文書 (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書

(3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書

(4) 提供した具体的内容等の記録 (5) 市町村への通知に係る記録

(6) 苦情の内容等の記録 (7) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(営業日及び営業時間)

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とし、土・日・祝日、及び12月30日から1月3日までを除く。ただし、営業日以外の日に関しては、ご利用者様の要望によりサービスの提供を行う。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時20分までとする。ただし、営業時間外に関しては、ご利用者様の要望によりサービスの提供を行う。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第8条 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・全身状態の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事および排泄等日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第9条 介護保険法による指定訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護及び介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、自己負担限度額の額とする。また、次に掲げる料金をご利用者様から受けるものとする。

(1) 1時間30分を越えた場合の利用料金 別表のとおり

2 健康保険法等による指定訪問看護を提供したときは、基本利用料として健康保険法等に定める自己負担金の支払いを、また、その他の利用料として、次に掲げる料金をご利用者様から受けるものとする。

(1) 超過料金 別表のとおり

(2) 休日料金 同上

(3) 時間外料金 同上

(4) 交通費 別表のとおり

3 前2項の利用料の他、次に掲げる料金をご利用者様から受けるものとする。

(1) キャンセル料金 別表のとおり

(2) 死後の処置料 同上

(3) オプションサービス 別表のとおり

4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、ご利用者様又はそのご家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(領収書の交付)

第10条 利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書をご利用者様へ交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、札幌市（手稲区・北区・西区）、石狩市（花川北・花川南・樽川）、小樽市（銭函・桂岡・見晴・張碓まで）の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスの利用に当たっては、ご利用者様に対し重要事項を説明し同意の上実施する。

(苦情対応)

- 第13条 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。その際、苦情対応簿等を備え苦情内容とその内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。
- 2 事業者は、ご利用者様からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会等から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会等から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は、国民健康保険団体連合会等に報告するものとする。

(事故対応及び損害賠償)

- 第14条 事業者は、サービスの提供にあつて事故が発生した場合は、速やかにご利用者様のご家族、主治医、居宅介護支援事業所(介護予防訪問看護にあつては地域包括支援センター)市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。
- 2 事業者は、サービス提供票に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、ご利用者様に対してその損害を賠償する。

(緊急時における対応方法)

- 第15条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に、ご利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。なおかつ、ご利用者様のご家族、居宅介護支援事業者等(介護予防訪問看護にあつては地域包括支援センター)にも連絡をする。

(個人情報保護)

- 第16条 事業者は、個人情報の取り扱いあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様及びそのご家族に関する情報を適正に保護する。
- 2 看護師等は、サービス提供するうえで知り得たご利用者様及びそのご家族に関する個人情報について、ご利用者様又は、第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。
- 3 あらかじめ文書によりご利用者様及びご家族の同意を得た場合、前項にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。
- 4 事業者は、看護師等が業務上知り得たご利用者様及びそのご家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、看護師等の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 5 個人情報に関する苦情申立てや相談があった場合は、第13条の規程を一部準用し迅速かつ適切な処理に努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講ずる。

- (1) ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
  - (2) ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束等の原則禁止)

第14条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うものとし、感染防止対策及び定期健康診断を実施する。
- 3 事業者の会計は、他の事業所と区別して管理する。
- 4 この規程に定めるもののほか運営に関し必要な事項は、医療法人溪仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。  
平成13年 4月 1日一部改正。  
平成13年 6月11日一部改正。  
平成13年 7月 1日一部改正。  
平成14年 4月 1日一部改正。  
平成14年 4月 1日一部改正。  
平成15年 4月25日一部改正。  
平成16年 4月 1日一部改正。  
平成16年 8月20日一部改正。  
平成17年 4月20日一部改正。  
平成17年10月 1日一部改正。  
平成18年 4月 1日一部改正。  
平成18年 6月 1日一部改正。  
平成18年10月12日一部改正。  
平成19年 3月 1日一部改正。  
平成19年 4月 1日一部改正。  
平成19年 5月 1日一部改正。  
平成19年12月17日一部改正。  
平成20年 4月10日一部改正。  
平成20年 5月12日一部改正。  
平成21年 3月 1日一部改正。  
平成21年 4月 1日一部改正。  
平成21年 8月 1日一部改正。  
平成21年11月 1日一部改正。  
平成26年 1月 6日一部改正。  
平成27年 1月31日一部改正。  
平成27年11月20日一部改正。  
平成31年4月1日一部改正。  
令和 6年6月1日一部改正。

## 別表

### 訪問看護ステーション利用料金表

#### 介護保険法による利用料金

内 容	金 額
介護保険の法定利用料に基づく金額（通常の場合）	介護保険法に定める基準により 1~3割
介護保険外のサービス（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）	保険外サービス分 全額自己負担
1時間30分を超えた場合の利用料（特別管理加算対象者）	介護保険法に基づき長時間訪問看護加算として単位数が加算されます。

#### 健康保険法による利用料金

##### 1 基本利用料

項 目	金 額
健康保険法に基づく自己負担金	健康保険法による自己負担金 療養費×負担割合（1割～3割）

##### 2 その他の利用料

項 目	内 訳	金 額
超過料金	30分ごとに加算（2時間を超えた場合）	1,100円
休日料金	営業日以外に訪問した場合（1回につき）	2,200円

#### 交通費は医療保険でご利用の場合のみ徴収致します。

交通費	往復の距離5km未満	275円
	往復の距離5km以上10km未満	385円
	往復の距離10km以上	550円

#### その他の利用料金

内 容	金 額
キャンセル料金 （1回につき）	前日の営業時間（8:30～17:20）までにキャンセルのご連絡を頂かなかった場合（（但し、病状変化により急に病院受信した場合は頂きません。）） 2,000円
死亡後の処置料	1回 11,000円

別表

訪問看護「自費サービス」内容のご案内

オプション サービスの内容	①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥創の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置 ⑪外来等の外出付き添い	
曜日	月曜日 ～ 金曜日	
①訪問看護(30分につき)	日中(9時～17時20分)	4,500円
	夜間(17時20分～22時) 早朝(6時～8時30分)	5,000円
	深夜(22時～6時)	6,500円
	②土・日曜・祝祭日	①に準ずる
③ 年末年始(12/30～1/3)	①に準じる	①の加算 4,500円
交通費	往復の距離5km未満	275円
	往復の距離5km以上10km未満	385円
	往復の距離10km以上	550円
キャンセル料金	ご利用前日の17:20までに連絡がない場合に徴収致します。 (但し、当日の急な体調不良等によるキャンセルの場合は徴収致しません。)	2,000円
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス日時・内容については、事前にご相談下さい。</li> <li>・外出付き添いで、公共交通機関をご利用の際は、同行者分の交通費をご負担願います。宿泊を伴う場合は、宿泊費のご負担も生じます。</li> </ul>	

改定：2024/6/1